

西三河都市計画北山崎地区工業団地地区計画
計画図 面積:約14.5ha



地区計画の目標

本地区計画では、優良な工業団地としての基盤施設を構築するとともに、地区周辺の環境と調和を図りつつ、機能的で活力ある産業空間の形成を図ることを目標とする。

土地利用の方針

優良な工業団地として、周辺環境との調和に留意しつつ、交通利便性を生かした合理的な土地利用を図る。

地区計画による制限

容積率	200%
建ぺい率	60%
最低敷地面積	A地区9,000㎡ B地区3,000㎡ (排水管理施設を除く)
建築物等の用途の制限	製造業に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設は建築可。 ただし、次に掲げるものを除く。 ア 火薬類取締法の火薬類の製造又は 消防法に規定する危険物の製造を営む工場 イ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供するもの
壁面位置の制限	道路までの距離は10.0m以上(B地区は5.0m以上)、 その他の敷地境界線までの距離は5.0m以上(B地区は4.0m以上)離すこと。 ただし、一定規模の守衛所や駐輪場を除く。
垣又はさくの構造の制限	道路やその他敷地境界線から一定距離未満の距離に存する垣又はさくは、 生垣又は透視性のあるフェンス等としなければならない。

凡例

	地区施設(道路)
	地区施設(緑地)
	地区施設(公共空地)

問い合わせ先

地区計画に関すること
都市整備部都市計画課都市計画係 0566-71-2243

工業団地に関すること
産業部商工課企業立地推進係 0566-71-2281